

# 大阪市内中心部児童急増対策PT(第2回資料)

資料1

## 他都市における先行事例視察の報告について

### 視察校の概要

- ・いずれの学校についても全面改築の際に高層型校舎<sup>1</sup>を建設。
- ・限られた敷地の中で、単に校舎のみを高層化するだけでなく、オールインワン型校舎<sup>2</sup>とすることで、延床面積を確保し、教室、廊下、運動場など有効なスペースを生み出し、児童の教育環境を確保している。
- ・一体化により児童の移動に係る負担も軽減されている。

1、 2 - 本資料においては次の意味合いで用いる。 高層型校舎: 5階建て以上の校舎  
オールインワン型校舎: 校舎、体育館、プールや屋上運動場等を一体化した校舎

### 学校ごとの概要

(視察校1)

埼玉県川口市立幸町小学校

- ・地上7階建 高層校舎 敷地面積約8,000m<sup>2</sup>
- ・公民館等との複合化
- ・児童と他施設利用者との動線が交錯しない工夫
- ・転落防止等の工夫
- ・吹き抜けによる十分な採光の確保



## 学校ごとの概要

(視察校2)

東京都千代田区立昌平小学校

- ・地上6階建 高層校舎 敷地面積約3,400m<sup>2</sup>
- ・幼稚園、保育所、地域図書館等との複合化
- ・屋根付き屋上運動場、地下プール及び給食室を整備
- ・隣接している公園について、時間帯により地域の理解のもと園児や子育て世代に限定利用





# 大阪市内中心部児童急増対策PT(第2回資料)

## 中長期的な児童数推計の検討状況について

### 1 作成の目的

人口の都心回帰により、市内中心部において、児童数の急増による過大規模化(31学級以上)や教室数・運動場面積の不足などの施設狭隘化となる学校が今後発生することが予想され、従来の対応策によらない、全く新たな対応策の検討が急務となっている。

とりわけ、児童数の急増が予想される学校に対し、具体的な対応策を検討するに際しては、予想される児童数のピークや将来的な増減傾向の把握が必要不可欠であることから、国勢調査の結果や人口動静に影響する要素等を加味した、今後20年間の中長期的な児童数推計を算出する。

### 2 対象とする区

平成29年度に関しては、本PTにおいて、とくに児童が急増し、対応していく必要がある学校を有する「北・中央・西」の3区を対象とし、小学校区ごと(合計26校)に0～15歳までの児童数推計を算出することとする。

### 3 推計の算出手法

- ・推計の算出に際しては、将来的な開発状況や人口移動の動向、各区や各小学校区の地域特性など、将来、児童数に影響すると思われる要因について分析し、それを反映した形で行うものとする。
- ・上記の児童数への影響要因について、関係先等に対し具体的な調査等を実施し、推計の信頼性(確度)の向上を図ることとする。
- ・推計の算出にあたっては、各年度において「最大値」「最小値」「平均値」の3パターンでの報告を求める。
- ・報告に際しては、平成30年1月下旬に中間報告を行わせ、最終報告については3月上旬を予定している。

### (参考)今後のスケジュール

- |       |         |
|-------|---------|
| ・1月下旬 | 中間報告書作成 |
| ・3月上旬 | 最終報告書作成 |



## 第1回PTでの対応策の検討状況について

### 近隣民間ビルの賃借等により教室や校地を確保

#### (建築基準法上の課題)

- ・児童、生徒が一日の大半を過ごす学校施設については、安全面の観点等から建築基準法上、廊下幅や階段の蹴上の寸法が個別に規定されている。
- ・民間ビルをモデル調査した結果、廊下幅・階段幅が狭い等、児童・生徒が利用する学校施設の基準を満たしておらず、同様のケースがほとんどであると考えられる。
- ・学校施設の中でも、児童、生徒が使用しない管理諸室(会議室・資料室)であれば、廊下幅等の基準について緩和されている。

### 今後の方針について

- ・民間ビルにおいて児童・生徒が利用する教室を確保することは困難であり、子どもたちが利用しない管理諸室への利用など限られ狭隘解消の効果はわずかである。(例)会議室、資料室
- ・また、教職員の移動の負担を考慮すると、学校に隣接したビルに限定されるため、活用は困難。

## 公園の利活用

### (都市公園法の趣旨)

・過去において、住宅、学校等公園の機能と無関係ない建物による敷地の占拠等により都市公園としての効用が妨げられたため、都市公園の設置等に係る統一した基準を定め適正化を図ることが必要となり、都市公園法が制定された。都市公園法上、都市公園は、みだりに廃止してはならないと規定されている(都市公園法 第十六条)。

### (都市公園の学校利用)

・都市公園法の規定により都市公園に設置できる施設は、都市公園の効用を全うするために設けられる公園施設(都市公園法 第二条)や、電柱・水道管や仮設工作物等の占用物件に限定されており(都市公園法 第七条)、都市公園に恒久的な校舎を建設することはできない。

### (現状)

- ・代替地を確保し、公園を廃止して学校用地とした例  
日本橋小中一貫校
- ・校地狭隘な学校において、近隣公園をグラウンドとして暫定的に利用している例  
中央小学校、花乃井中学校など
- ・工事期間中、一時的に公園周囲をフェンスで囲い学校グラウンドとして使用する例  
上福島小

## 今後の方針について

### (都市公園内に建設可能な仮設校舎の範囲について)

- ・校舎建設の際、都市公園内に仮設校舎を建設し占用する場合には、条例で定めれば可能である。  
なお、仮設校舎のうち、建て替え建設中の仮設校舎の他都市事例あり。建て替えを伴わない期間限定の仮設校舎増設の事例はないが、可能性について国土交通省に確認中。(都市公園法 第七条第七号、同 施行令 第十二条第十号)  
仮設占用物件については、対象とする公園及び施設の規模、占用期間について別途制約有。

### (都市公園内における恒久的な校舎の建設の可能性について)

- ・公園を学校用地に転用する場合近隣に同等程度面積の代替公園が必要となる。(都市公園法 第十六条) ただし、都心部において代替地候補がない場合、施設屋上部へ公園を設置する立体都市公園の活用を検討できるが、公園を屋上部に設置されることによる公園の機能・効用が低下することないよう調整・検討が必要である。(都市公園法 第二十条～二十六条) ただし可能となっても地域の理解が必要であるとともに、建設費及び維持管理費などコスト負担が大きくなる。

## 狭隘な校地に高層型校舎の整備

### (高層型校舎、オールインワン型校舎建設の課題)

- ・国庫補助制度上3年先の学級数に対応する教室数しか建設できないため、校舎の高層化を図ったとしても、小規模の増築工事を繰り返すこととなる。
- ・狭隘な校地において効率的に校舎を建設するためには、高層化やオールインワン型校舎の建設が有効であるが、建設費用、室内プールや屋上運動場等の維持管理費用等のコスト負担が大きくなる。
- ・国庫補助制度上、学校敷地狭隘な場合における特例はなく、屋上運動場等整備に対しても対応していない。
- ・狭隘な校地においてオールインワン型校舎を建設する場合、ほぼ敷地全面に建設することとなり以後の増築スペースが無くなるため、従来の手法で3年先の必要教室数のみを整備した場合、将来の学級増に対応できない。

## 今後の方針について

- ・上記のような課題はあるものの、校舎の高層化は、新たな用地取得が困難な状況において、現敷地内で延床面積を確保し、教室、廊下など有効スペースを生み出すことにより、児童の教育環境の確保が可能。
- ・校舎の増改築や学校の新設の機会を捉えて、必要な運動スペースを確保するため、高層化、オールインワン化の手法を採り入れる。
- ・並行して児童急増地域に見合った国庫補助制度の改善を要望する。  
(例) 少なくとも6年先に必要な教室数での建設  
国基準に比し著しく運動場面積が狭隘な場合の屋上運動場等整備費



# 現状の報告と今後の課題について

## 過大規模化等が懸念される学校の状況について

- ・従来手法による今後6年間の推計を更新(平成29年5月時点。詳細は参考資料に記載)
- ・今後、対応が必要となる学校について以下に抽出。

### 【更新後の推計において顕著に増加傾向が見られ過大規模化等が懸念される小学校】

区名	学校名	学級数 H34(H28時点推計)	学級数 H35(H29時点推計)
北区	扇町小学校*	26	28
	堀川小学校	25	29
中央区	開平小学校*	17	20
	中央小学校*	35	36
	南大江小学校	27	30
西区	堀江小学校*	46	48
	日吉小学校*	39	40
	西船場小学校*	29	31
	本田小学校	23	27

\* 第1回PTにおいて「特に課題のある」とした小学校

## 第3回PTに向けた検討課題について

(第1回PTにおいて「特に課題のある」とした学校について)

### ○開平小学校(増築による運動場の狭隘化)

- ・近隣ビルの活用が困難になったことに伴い、喫緊に別途の対策を講じる必要が生じた。
- ・運動場に校舎を増築した場合、運動場面積が著しく減少し、体育の授業に支障が生じる等教育環境の確保が困難となるため、増築後も運動スペースを確保できるような増築案を検討する。
- ・工事期間中、仮囲いのため運動場が全面使用できない状況となるが、校区内に運動場に適した用地が無い場合、別途対策が必要。

### ○扇町小学校、西船場小学校(過大規模化等の懸念)

- ・第1回PTの議論を踏まえ、「もと扇町高校」跡地や周辺市有地の活用を引き続き検討する。

### ○中央小学校、堀江小学校、日吉小学校(過大規模化等の懸念)

- ・第1回PTの議論を踏まえ、高校再編の議論も含め対応を検討する。

今後、中長期的推計の結果や市会での議論を踏まえ、第3回PTにおいて具体的な対応策について議論する。